

第43回定期総会

2012年4月29日（日）
大阪社会福祉会館

はじめに

大阪学童保育連絡協議会（大阪学保協）は1970年3月、旧文部省が学童保育予算を廃止したことから大阪府も予算を廃止し、実施主体市町村は学童保育事業の継続に大きく揺れ動かなかで、「国・大阪府に対して学童保育予算の復活を！」との願いを束ね、1970年4月26日結成しました。学童保育の運動は全くといって未知の世界からスタートしました。

だからこそ親、子ども、指導員の願いを大切にしながら学童保育の施策・内容・指導員の身分や労働条件の確立をめざし、運動をすすめてきました。大阪の運動は父母の会活動を土台に地域連絡協議会を基礎に父母と指導員が共同してともに育ちあいながら創りあげてきたと言えます。

こうした組織的な運動が法的根拠がなかった学童保育を児童福祉法に明記させ、法制化を実現させてきました（1998年4月1日施行）

今、学童保育をめぐる状況は児童福祉法に位置づいた学童保育を大きく再編していく動きが出てきています。政府は3月30日「新システム関連3法案」を今国会に提案しました。「子ども・子育て新システム基本制度」（新システム）は公的保育制度を解体させ、保育を「商品」に変質させていく内容になっています。学童保育においても全児童対策事業や学習塾・スポーツクラブのような事業にも「指導員の配置と人数」確保すれば「学童保育」として認められる危険性があります。昨年3月11日起こった東日本大震災、福島原発の教訓は福祉・教育をはじめ社会保障の国・自治体の責任が問われました。「新システム」では保育・学童保育の公的責任は果せません。

また橋下市政は、年間200数十万円の僅かな補助金で公的責任を果さない大阪市に代わって親たちが自ら共同運営をしてきた学童保育を来年度から補助金を廃止するという暴挙を打出しました。まさに橋下市長は、安心して子どもを産み、働き続ける街をなくそうとしています。

憲法や子どもの権利条約、児童福祉法に基づく「権利としての学童保育」を実現していくために潜在化している一人一人の願いを顕在化させ、新しいエネルギーを掘り起こし、大阪学保協の組織を飛躍させ、学童保育要求運動を大きく前進させていきましょう。

第1章 私たちをめぐる情勢の特徴

人の命と健康、安全安心を第一に考える社会と街づくりを

東日本大震災、福島第一原発事故から1年以上が経過してなお、被災者の生活再建の道は遠く、原発事故は政府の「収束宣言」とは裏腹に現状把握さえできていません。

大震災の教訓から、人の命と健康、安全安心が最優先される社会、街づくりへの転換と、そのための公的責任の果たす役割が再認識されました。

ところが、いま、政府と電力会社は福島原発の原因や問題点が明らかにされていないにも関わらず、原発の再稼働に突き進んでいます。ひとたび過酷事故が起これば人間が制御できない原発を、事故の検証もないまま再稼働することは国民、住民から理解を得られません。世論調査でも、関西電力大飯原発再開「反対」55%、賛成28%、安全基準は「信用できない」が70%（『朝日新聞』2012年4月16日付）。「脱原発」に「賛成」44%、「どちらかといえば賛成」36%合わせて80%が脱原発を支持（日本世論調査会、3月10日、11日実施）しています。このことに象徴されるように野田政権は、政権交代のとき民主党が発信していた「国民の生活が第一」「ひとりひとりの生命を大切にする」の公約を完全に放棄しています。

「一体改革」＝社会保障切り下げと消費税増税

子育てを市場化・産業化する「子ども子育て新システム」は、政府が進める「社会保障と税の一体改革」の筆頭項目に位置づけられています。「一体改革」の中身は、消費税を15年度までに増税する一方で、社会保障は各分野にわたり切り捨て、国民に負担増を強いる内容になっています。子ども手当の減額、年金は15年までに総額2兆円の削減、医療では70歳～74歳の患者負担を1割から2割へ2倍化（13年度）。介護保険も要支援や一定所得者の利用料を1割から2割へ2倍化。若い世代の年金も支給開始年齢先延ばしや、年金額の切り下げを狙っています。デフレのうえに消費税を増税したら日本経済はさらに停滞し、財政再建どころか税収減になってしまいます。「歴史上、増税だけで財政を再建させた国はない」とも言われ、GDP（国内総生産）の6割を占める個人消費を冷え込ませて、景気回復、財政再建は望めません。

3人に1人は非正規雇用の日本で、大阪は2人に1人が非正規と全国最悪の状況です。非正規の賃金は正社員の半分にもなりません。現在の子ども問題の最も大きな要因となっているのが貧困問題です。子どもの貧困の背景にある問題解決のためにも、景気回復、正規雇用の拡大、賃金引き上げ、生活支援の政策が求められます。

憲法9条を標的、TPP推進、日米同盟—「維新八策」の中身

「大阪維新の会」が発表した次期衆議院選挙の公約「維新八策」の原案は、「国民総努力が必要」と国民に競争を求めるものです。首相公選制、道州制の導入、参議院廃止、消費税を地方税にすることなどを提起。憲法9条について国民投票を行うことや、憲法「改正」要件を現行の国会議員の3分の2（の賛成）から2分の1にハードルを引き下げる内容です。大阪府の公務員制度「改

革」を全国に広げること、年金保険料の掛け捨て、労働市場の流動化・自由化、TPP（環太平洋連携協定）の推進、外交・防衛では「自立する国家」と言いながら日米同盟を基軸にすると表明。結局、これまで以上に国民生活を切り捨て、アメリカ言いなりの規制緩和がすすみ、軍事優先の国づくりに向かうものです。

その具体化のように、大阪市の市政改革プロジェクトチームが発表した「施策・事業の見直し試案」は、3年間で548億円もの市民サービスを切り捨てるものです。国民健康保険料引き上げ、敬老パスの有料化、1人暮らしの高齢者への配食サービス補助廃止、高齢者や母子家庭の上下水道基本料金減免、新婚家賃の補助の廃止、保育料の引き上げ、出産一時金の引き下げ、学童保育事業補助金の廃止、老人憩いの家運営費助成の廃止、コミュニティー系バス運営費補助の削減、大阪フィルハーモニー協会、文楽協会補助金の削減、区民センターの統廃合、男女共同参画センターの廃止、障害者スポーツセンター統廃合などで、幅広い生活・文化を切り捨てるものです。

維新の会の井上市長になった吹田市でも、高齢者・障害者の医療や福祉、教育・保育などの分野を中心に事業の廃止、縮小、民営化が進められています。守口市や茨木市も維新の会の市長になり、その他の地域も含めて福祉、教育などの施策への影響が懸念されます。

自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）ことであり、自治体が本来の役割を果たせるよう住民の世論と運動がよりいっそう大切になっています。

教育をめぐる情勢

本来の教育とは、「人格の完成」を目指した総合的な人間形成への大きな方法です。自分で考え、まわりの人と共同し、生きていく力をつけることが目的だと考えます。歴史を紐解くと、社会を動かす力として教育の力はとても大きなものがあります。人類が幸福になるのも破滅に向かうのも教育にかかるといっても過言ではありません。

戦争へ突進していった戦前教育からの大きな反省から、教育は政治から独立が求められ創設されてきた。この制度は、教育行政、地方分権、民主化、自主性の確保の理念、とりわけ、教育の特質にかんがみた教育行政の安定性、中立性の確保という考え方のもとに、教育委員会法によって創設された。地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会です。まさに歴史から学んだことが生かされています。

教育の目標は政治から離れて立てられる必要があります。

大阪の教育現場は、設備の面・人員の面からもとても劣悪な状況です。耐震化も遅れ校舎も老朽化しています。教員も正規だけでなく非常勤講師が増えています。事務員も国の基準から比べると少なく配置されています。過重な職務により体や心に病を得る教師も増えています。

松井一郎大阪府知事が提出した「教育基本条例案（府教育行政基本条例案、府立学校条例案）」と「職員基本条例案」が3月、大阪府議会で強行採決されました。条例は、教育目標の設定に知事が介入する重大な問題点があります。教育への政治介入は、最高裁判決でも「抑制的であることが要請」され、教育基本法でも「不当な支配に服することなく」と明記されています。教育目

標は、子どもや地域の実態に応じて各学校が決めることであり、地域の実態を知らない首長が押しつけるものではありません。戦前、戦争遂行へ教育が利用され、真理・真実がゆがめられた反省のもとに、政治からの中立と公平が定められた歴史を忘れてはなりません。学校選択制、「効果的・効率的」な学校運営、学区廃止、「3年連続定員割れで統廃合」などは、序列化、競争の激化をまねく一方です。いま必要なことは、少人数学級の拡充や正規教員を増やし、教員がしっかりと児童・生徒に向き合える教育環境の整備です。

「教育基本条例」のモデルになっているアメリカの「落ちこぼれゼロ」法（NCLB法）による学校選択制、学力テストの成績の悪い学校の民営化・統廃合、生徒の成績による教員へのボーナス配分などが失敗だったことが明らかになっています。ニューヨーク大学のラビッチ教授は「大阪の条例はアメリカのNCLB法の轍を踏むことになるでしょう。先生が処罰されたり、いい教師が現場を去るでしょう」と述べています。

橋下大阪市長は、職員に対して「思想調査」を実施。憲法違反、不当労働行為と指摘されてアンケートは廃棄したものの反省すらしていません。問題は大阪市職員だけにとどまらず、街頭演説に「誘った人はだれか」「誘われた時間と場所は」などの質問の対象は、市民・国民にまで向けられています。

子どもたちは、2011年度から学習指導要領が変わったことで、これまで以上に授業時間が増えさまざまなストレスをかかえて学童保育に帰ってきます。また、放課後の時間が極端に少なくなりゆっくり遊び込んだり、仲間の中での豊かな関係が作りにくくなっています。

大阪府議会で提出された『教育基本条例』は、子どもの育ち・子育てを常に競争に駆り立てひとり一人の子どもたちが豊かな育ちを保障することができない内容です。私たちはこの条例制定を許さない要請署名に取り組みました。

保育・学童保育をめぐる情勢

1 「新システム」と保育・学童保育

2010年6月29日少子化社会対策会議が決定した「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」に基づき、①基本制度ワーキングチーム20回②幼保一体化ワーキングチーム9回③子ども指針（仮称）ワーキングチーム6回の議論をし、基本制度ワーキングチームは「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」（以下・「最終とりまとめ」）をしました。（2012年2月13日）「最終とりまとめ」は最初に「子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である」としながらも「東日本大震災においては、被災者と支援者など地域の中あるいは地域を越えた様々な人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。」とし、「子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない」と自助・共助を基本に置き、国の公的責任はひとつも書かれていません。「最終とりまとめ」に示されている内容は、戦後、児童福祉法に基づき実施してきた日本の保育・子育てのあり方を大きく方向転換を迫る内容になっています。

具体的には市町村は①子ども・子育て支援給付（仮称）②子ども・子育て支援事業（仮称）を実施します。「子ども・子育て支援給付」（仮称）は（１）子どものための手当て（２）こども園給付（仮称）（３）地域型保育給付（仮称）で個人への現金給付になります。「子ども・子育て支援事業（仮称）」は（１）地域・子育て支援事業（仮称）（２）延長保育、病児・病後児保育事業（３）放課後児童クラブ（４）妊婦健診になっています。

市町村事業になった学童保育事業は市町村に任されることからこれまで以上に地域間格差が広がっていくことが危惧されます。それは、財源保障の在り方からも伺うことができます。「新システム」は、「子ども・子育て包括交付金」（仮称）になり、「子ども・子育て支援給付」は国庫負担金（義務的経費）とし、「子ども・子育て支援事業」は国庫補助金（裁量的経費）になり、市町村は「子ども・子育て包括交付金」と地方の財源を合わせて、地域の実情に応じ、給付・事業をしております。学童保育については市町村の裁量的経費になっていることから不安定な予算計上になる可能性があります。さらに、「新システム」の財源は「社会保障・税と一体改革」つまり消費税増税の導入とセットにしています。消費税を５％から８％、１０％への引き上げが計画されています。消費税の引き上げに対して国民の６割が反対をしています。消費税増税とセットにすることは、子育て世代の経済的負担を一層大きくすることになり、少子化問題がさらに深刻になっていくことが予想されます。

２ 国の最低基準（ナショナルミニマム）から地方条例化へ

「地域主権一括法」（２０１１年４月２８日成立）で児童福祉法第４５条に定めていた「最低基準」はなくなりました。国が厚生労働省令で「従うべき基準」と「参酌基準」を定め、都道府県・政令市・中核市が条例できめることになりました。国の最低基準はどの地域であっても子どもの成長・発達を支えていくために必要な条件です。しかもその運営費は国が保障するという内容でした。この最低基準が地方条例になったことから早速地域間の格差が生まれています。京都市では、職員配置などで国基準を上回る条例が制定されました。（１歳児５：１、３歳児１５：１、４歳児２０：１、５歳児２５：１）一方、大阪市は民間保育園関係や多くの市民がパブリックコメントを上げましたが、認可保育所の面積基準を緩和し、これまで０歳児は１人あたり、５㎡以上、１歳児は３、３㎡以上、２～５歳児は１、９８㎡以上の基準を一律１、６５㎡以上に緩和し、さらに職員配置もこれまで１歳児は５：１だったのを国基準の６：１に引き下げました。こうした動きに対して日本弁護士連合会は「子どもの成長発達を侵害する保育所面積基準の緩和を行わないよう求める」会長声明を発表しました。今後、２０１３年度４月実施にむけて大阪府、東大阪市、高槻市で地方条例を定める予定がされていますが、国基準を上回る地方条例制定にむけた運動が求められます。

３ 「新システム関連３法案」が国会へ上程

政府は３月３０日の閣議で消費税法案とともに、新システム関連法案（①子ども・子育て支援法・②総合こども園・③こども・子育て支援法及び総合こども園法に伴う関係法律の整備に関する法律）が閣議決定し、今国会へ上程しました。法案は「子ども・子育て新システム基本制度」で問題にしてきた公的保育の根幹であった児童福祉法第２４条が根本的に「改正」されまし

た。市町村の保育の実施義務をなくし、市町村は保護者の保育認定と利用調整などの役割に変わり、待機児童の把握もしなくてもよくなります。また、運営費の用途制限も撤廃され、企業や多様な事業者が参入しやすい仕組みとなっています。学童保育に関しては、学童保育を規定している児童福祉法第6条の3の「おおむね十歳未満」と「政令で定める基準に従い」を削除し、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学生に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と「改正」しています。また、34条の8の2には「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」②「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする」にしています。

市町村が条例で定めることを明記しており、これまでなかった「従うべき基準」に「従事する者と員数」が決められています。しかし、「新システム関連法案全体が、公的保育制度が解体しようとする状況のもとでとりわけ大阪府内の多くの学童保育は、市町村が公設公営で実施していますが、今回の法案によって学童保育が民間へ委託・移管さらに指定管理者制度など株式会社も含め、多様な事業者が参入してくる危険性があります。

4 子どものいのちを守り、発達保障の土台は国・自治体の公的責任で

児童福祉法第1条②には「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と明記し、第2条には「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の心身ともに健やかに育成する責任を負う」としています。「新システム」はこの児童福祉法の理念が欠落しています。「新システム」が進めようとしている「保護者と施設との直接利用者契約」や保育を「商品」とする「市場化」ではなく全ての子どもの成長・発達を保障していくためにいまこそ憲法、児童福祉法、国連子どもの権利条約の理念に基づいた保育・学童保育の制度の確立が課題です。

指導員をめぐる状況

2010年9月、茨木裁判・枚方裁判の判決を受けて、ここ数年、寝屋川市、茨木市、枚方市、豊中市、四条畷市、泉南市で指導員の任期付短時間職員制度が導入され、指導員の働き方が大きな問題となっています。

昨年、八尾市では、今後の採用については、再任用職員もしくは、任期付短時間職員導入の考えが明らかになりました。茨木市では、今年度、3年任期の3年目を迎えます。松原市では、昨年4月から3年をかけて正規職員の引き上げが打ち出され、昨年度5名に引き続き今年度さらに5名が配置転換させられました。

一方、守口市では、2010年12月、任期付短時間職員制度の提案を跳ね返し、賃金・一時金条例、

規則化を実現しました。また、豊中市でも、今年度に「任期付」の抜本的な見直しが検討されています。

そんな中、府下の指導員を対象に指導員交流会議を毎月1回ひらいてきました。指導員が学習し、各市の情報や指導員の悩みなど交流するのが目的です。今年度は、「子ども・子育て新システム」や「教育基本条例・職員基本条例」の学習をしたり、指導員の仲間づくり、労働条件、指導員研修の企画内容、夏休みの保育の考え方（ローテーション勤務など）等について交流しました。

学童保育の「質」の充実には、指導員の役割がとても大切です。しかし指導員の問題は、身分・労働条件、福利厚生など不十分で、各市さまざまな問題が山積しています。今後も交流会議で、交流や学習、研修を重ね、「学童保育専門性研究会」「大阪自治労連 学童保育指導員連絡会」とも連携しながら、府下の指導員の質の向上、働き続けることのできる身分・労働条件を目指していきましょう。

第2章 2011年度 活動と運動のまとめ

1 国・大阪市・市町村に対する政策と要求運動

1 国に向けた運動

「子ども・子育て新システム」(新システム)導入に反対し、学童保育の公的保障の堅持、充実をめざして運動をすすめました。

年度始めの4月末、児童福祉施設の国の最低基準を廃止し、地方条例化する、「新システム」の先取りともいえる『地域主権改革一括法案』が国会で審議なしに可決されました。私たちは4月始めに発行された『学童保育と子ども子育て新システム～子どもたちの放課後はどうなる?』を活用して学習をすすめながら、保育・学童保育の公的保障をなくし、子育てを商品化してしまう「新システム」に反対する運動をすすめました。署名を集め世論ひろげるとともに、5月の中央行動には大阪の学童保育関係者10名が参加して、国会議員に実情をうったえました。

7月には、「新システム」の中間とりまとめが発表され、対象児童が4年生以上となること。市町村がニーズ調査を実施すること。国が人員配置・日数・時間などを設定すること、市町村が利用手続きを定めること、ただし国の基準と地方の裁量はこの後検討していくこと。が示されました。児童福祉法の24条が変えられること、学童保育はますます市町村任せとなってしまうことを危惧し、そのことを私たちは一層「新システム」導入反対の運動のなかでうたえていきました。

夏前までの通常国会で「新システム」法案は提出されなかったなかで、9月9日、神戸女学院の石川康宏さんを招いて情勢をあらためて学びなおし、導入反対の署名を集めました。10月22・23日の石川県で開かれた全国研究集会には、大阪から132人が“新システム反対”の団扇のプラカードを持って参加しました。11月2・3日の“新システムNO!”の中央要請行動に参加し、厚生労働省との懇談の中で学童保育と「新システム」について質問しました。

年明け2月に、「新システム」基本制度最終とりまとめが発表されました。“保育を必要とする子どもを保育所で保育しなければならない”という、市町村の保育の実施義務が削除され、学童保育については市町村の裁量次第の可能性が大きい「子ども子育て支援事業」に区分されています。

3月30日には、「新システム」関連三法案が閣議決定されました。私たちは引き続き「新システムの導入を許さない大阪実行委員会」で池添素さんの講演をきいて保育・学童保育の現場がどうなろうとしているのかを考える学習をし、「新システム」法案の撤回を求める請願署名に取り組むことを決めました。

政府のスケジュールでは、今の通常国会で法案を成立させ、2013年度から実施という流れです。ひとり一人の子どもが輝いて仲間の中で育つことを最も大事にしてきた、私たち学童保育関係者は、子育てがお金儲けの対象にされる「新システム」法案の撤回を求める運動を一層おおきくひろげなければなりません。

一方、年明け2月14日には、国会内で「公的責任における放課後児童クラブ(学童保育)の抜本的拡充を目指す議員連盟」が設立されました。設立総会の会長(細川律夫議員)が、あいさつの中で「学童保育は、子どもの将来、日本の将来にとって大事な問題。社会全体で子どもの健やかな成長を支えていくシステムが必要。」と超党派の議員連盟の重要性にふれ、今後、学童保育については児童福祉法改正案の検討を行い、議員立法として国会に提出していくことが検討の課題となっています。今後、政府とともに、議員連盟にも働きかけなければなりません。

全国の学童保育関係者とともに6月、12月に学童保育予算増額・施策拡充を求める中央要請行動に参加し、厚生労働省はじめ関係省庁と懇談し実情をうったえました。2012年度予算は、0.05パーセント増にとどまり、補助の単価として最も増額した、36人から45人規模で年間90000円増にとどまりました。

2 大阪府への運動

1) 大阪府交渉

8月に、学童保育施策の拡充と予算の大幅増額を求める要望書を提出し、担当課との懇談をもとめました。要望内容は、予算編成にかかわって、運営費予算増額・障害児予算増額・分割のための予算立て。国のガイドラインの周知徹底(特に、保護者との連携・保護者会活動の保障)。大阪府の学童保育条例制定。指導員の補助制度の確立。国にむけての府としての申し入れです。

大阪府の方針として、夜間の懇談をもつことは困難であるとのこと、加えて担当課長不在の懇談の場となりました。学童保育の役割とともに、指導員の労働実態、おやつ必要性をうったえ、施設分割について大阪府の考え方をききました。また、障がいをもつ子どもの高学年保育の切実な要望の声も伝えました。

府の基準づくりや単独補助制度の創設は無理であるとの回答でしたが、後日、事務局と担当課の懇談をもち、障がいをもつ子どもの保育制度と大阪府の指導員研修内容の充実について検討しました。

2) 署名運動

新システム導入を許さない大阪実行委員会に加わり、衆議院・参議院あてに『「子ども・子育て新システム」を導入せず 保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充を求める請願』署名、大阪府議会議長あてに『誰もが安心して子どもを生み育てられる大阪府へ 保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援の拡充を求める請願』署名に取り組みました。

府議会への請願項目は、①予算増額、②耐震工事をすすめること、③保育所の条例化にあてり現在の水準を上回ること、④学童保育の設置運営基準の制定、⑤「新システム」の撤回を国に求めること。として、大阪府の施策のあり方の学習をしながら、署名を集めることを大事にしてとりくみました。府議会の過半数をしめる、大阪維新の会の保育・教育・学童保育担当の府会議員と懇談し実情をうったえたのち、2月議会に58万筆の署名を提出しました。議会では否決されましたが、子育て施策の拡充を求め粘り強く運動をすすめなければなりません。

3) 自治体キャラバン

署名運動とともに、9月26日の吹田市からはじまり、10月末までの1ヶ月間、施策の実施主体である府内市町村の保育・学童保育・幼稚園・子育て支援担当課との懇談の場をもちました。懇談項目は、署名項目ともかかわって、耐震検査・避難訓練、「新システム」についての考え方、障がい児の受け入れに関して。学童保育にかかわって、市町村のガイドラインの策定について、適正規模について・施設分割、施設整備、学校施設の活用、指導員の課題、保護者会支援、おやつ、高学年保育についての状況や考え方をききました。

多くの担当課から、国で新システムが導入されようとしていることに戸惑いがあるという意見がだされてきました。そういう意味でも、私たち関係者と行政の担当課が知恵と力をあわせ子育て施策充実の推進につとめる必要性を感じた懇談となりました。

4) 事務局懇談

子育て支援課と事務局の懇談をもち、2010年から5ヵ年の府の制度「障がい児の居場所づくり事業」や国の「安心子ども基金事業」の紹介・活用方法について話しあいました。大阪府が団体との懇談時間をなくしていく方向にあるなか、大阪府交渉（応接）がどのような形態ですることが可能なのか検討しました。

特に今年度は、指導員の仕事の確立・働き続ける条件づくりのために、学童保育の実態や現場で働く指導員の要望や矛盾などを伝えながら、大阪府の研修内容についての懇談をすすめました。

5) 「放課後子どもプラン」推進委員会

2009年度からはじまった、「おおさか元気広場推進事業」と「大阪府放課後児童健全育成事業」の推進と連携について協議する、放課後対策事業のありかたを検討していく、推進委員会に参加して、学童保育運動や現場で培ってきた子どもたちの放課後のあり方を発信しています。

3 大阪市をはじめ市町村の運動

1) 大阪市の運動

大阪市の学童保育は、今、存続の最大の危機に直面しています。

大阪市は4月5日、「市政改革プラン（案）」作成に向けて「施策事業の見直し」試案を発表し、その中で平成25年度より“学童保育事業（放課後児童留守家庭事業）補助金廃止”を打ち出しました。

試案全体では、学童保育を含む443事業を対象に24年度から26年度の3ヵ年で548億円を削減するとし、市民生活に大きな影響を与える内容となっています。

大阪市内の学童保育は40年を越す歴史を積み重ね、豊かな子ども文化・子育て文化を醸成し、地域での子育てになくはならない施設として、地域社会における役割を果たしつつあります。

大阪市学童保育連絡協議会は今年3月に「大阪市の学童保育・7つの提言」を発表し、安心して子どもを生み育てられる地域、子どもが豊かに育つ地域づくりをめざし、学童保育固有の役割とあっような充実を訴えてきました。

しかし、大阪市の見直し試案では、学童保育への補助金が廃止され、ほとんどの学童保育が運営の危機にさらされます。試案では、学校における全児童対策と学童保育を一体化した案が示されていますが、全児童対策事業と学童保育は全く趣旨の違う事業です。何よりも放課後施策については学童保育と全児童対策事業の2事業で推進することを「基本的な考え方」としてきた大阪市の見解とも矛盾するものです。

補助金廃止の対象とされた学童保育ですが、保護者の事業運営や活動への参画、活動と指導内容の充実、地域との連携など、他の放課後対策事業と比べても学童保育の様々な取り組みが積極的に展開されていることは、大阪市が実施した保護者アンケートでも明らかです。

試案では4指定都市の水準並みを基本に標準モデルを設定するとして、名古屋市と横浜市の施策が紹介されています。しかし試案が参考とした名古屋市や横浜市では、参考施策とともに学童保育への独自の施策も平行してすすめています。

大阪市の子どものあそびと生活を守り、働く保護者の就労保障、そして子どもが豊かに育ちあう地域社会の大切な施設として学童保育が果たしてきた役割はこれまでも、そしてこれからもますます大きくなっています。引き続き子どもたちにとって住みよい大阪市をめざしていくためにも試案が示した学童保育への補助金廃止の撤回を求めた運動に大阪市の学童保育関係者は全力をあげています。

2) 大阪府内の運動～要求実現運動・学童保育施策・制度の動向～

近年、働く親の実情にあわせて保育時間が延長されています。今年度は、豊中市が夕方5時から7時、和泉市が5時から6時、熊取町が6時半から7時、松原市が5時から6時、四条畷市が6時から6時半になりました。また、四条畷市は朝の開所時間が8時半から8時になりました。

松原市は、2011年度からの3ヶ年で指導員の正規職員の廃止がすすめられています。保護者・指導員がともに、学童保育の役割・指導員の仕事をたしかめていかなければなりません。

堺市は2011年度、「放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ）」を一校でスタートさせました。事業概要として「遊び・体験・交流・生活」の場を提供しのびのびルーム機能(就

労家庭等支援)を併せ持ったモデル事業として実施する」と説明していますが、留守家庭の子どもたちの放課後を豊かなものにするには、午後5時まで学童保育と全児童対策を一体化して運営していること、超大規模学童保育をつくりだしていること等の、おおきな問題点があります。すでに、のびのびルームは15年目になり、定員(80人)を超えるルームが38ルームあり、16ルームが100人を超えています。豊かな放課後をつくるには「塚っ子くらぶ」に一本化するのではなく、学童保育として分離・分割を求めていかなければなりません。

2 指導員の地位向上と身分処遇の改善

1 学童保育指導員専門性研究会(略称「専門研」)

発足して12年、全国11道府県に支部ができ、実践研究会を軸にした活動が行われています。中でも大阪支部は最も大きな支部として、専門研全体で大きな役割を担っています。2月に、二宮衆一さん・森川紘一さんを顧問に迎え、仕切り直しての支部活動がはじまりました。

議論を再会しているのが「学童保育指導員資格研究会」です。国や他地域の動きを見ながら、今年度は特に現任指導員に対する資格認定についての議論を中心に行われました。2012年度は、資格発行にむけて急ピッチの作業が課題となっています。

テーマ別の研究会では「こどもの発達と遊び研究会」「学童保育における子育て・家族支援研究会」「学童保育の生活と集団づくり」「学童保育における障害児研究会」それぞれに、実践検討をもとにした子どもの捉え方、指導員の対応や生活環境づくりなどの検証が重ねられています。第2回日本学童保育学会には、あそび研と家族支援研から各1本の発表を行いました。

1月の総会で発足から会長をされてきた二宮厚美さんが退任され、新しい会長に植田章さんが着任されました。第7回専門性研究大会(2012/1/22)の全体講演で二宮厚美さんは、「専門性とは“知的熟練”を意味する」とことと指摘し、指導員の知的熟練の継承・発展について課題もあわせて話されました。また研究誌第12号は『子どもたちが育つ放課後』を特集にして、子どもにとっての放課後生活そのものを問い直しました。

2 各種指導員講座

学童保育指導員は専門的な仕事であり、学童保育の質的向上には、指導員の体系的な学習・研修活動が必須です。私たちは指導員の仕事を総合的にとらえ、現場のニーズを踏まえながら、2011年度は以下の講座を開きました。

- 学童保育指導員養成講座(通年) 全27回(ひるぜん・野外活動研修あり)
- 発達講座(通年) 秋葉先生によるエミール輪読。毎月1回、全10回
- 1学期の講座 ①あそびの講座 全4回 ②障害のある子どもと学童保育の生活 全2回
- 2学期の講座 ①学童保育における子育て・家族支援を学ぶ 全3回 ②ひとり一人が輝く学童保育の集団づくり 全4回

○ 3学期の講座 子どもたちが育つ放課後～子どもの権利と放課後生活 全4回

今年は約240人の方が受講されました。参加される方、参加者を送るために体制作りをされる方、双方の尽力があり「学び続け、実践を問い直す」指導員の文化が伝承されています。

養成講座には30人の参加がありました。新人から中堅の方まで、班で交流し励ましあいながら、最後は全員が実践記録を書き上げるところまで挑みました。通うのは大変ですが、一年の間の変化は大きく、他にはない貴重な研修機会になっています。

3学期には、子どもの権利と放課後の生活環境を問い直す講座を企画しました。学校の教科内容が肥大化する一方で放課後の時間が短くなるという現象が起こっている中、現場のニーズは高く、参加者は60人にもものぼりました。放課後時間減少の問題では、学童保育での生活づくりや子どもたちの関係づくりにも難しさが出ているという声が増えています。これから特に考えていかなければならないテーマになっています。

3 指導員交流会議

2010年10月からスタートし、1. 全国指導員学校の大阪開催、2. 子ども・子育て新システム、3. 指導員の労働条件を当面の3つのテーマにしてきました。全国指導員学校は、6月5日に開催し685名の参加者を迎えました。大阪の交流会での意見が多分に内容に反映され、記念講演も各分科会も好評でした。その後は、「指導員の労働条件と同時に仕事の専門性という視点での交流が必要ではないか」「指導員フェスの開催を」「メンタルヘルス」「保育現場の体制の不十分さ」「保護者との関係づくり」「指導員の仲間づくり」など、交流したいテーマは次々と出されましたが、会の位置づけのあいまいさや運営の未成熟さ、市町村ごとの関心の違いなどから、話を深めきれない状態にもありました。

指導員交流会議は「保育環境や、学童保育内容の一層の充実」をテーマに会を進めてきました。交流会議の実態を整理しながら、丁寧な議論を積み重ね、まずは参加される指導員が充実感と展望を感じられるような会にしていくのが課題です。

3 学習・交流活動

1 第43回大阪学童保育研究集会

河内長野市で初めて開催された学童保育研究集会は、6月26日（日）に千代田高校を会場に767名の参加で大きく成功することができました。

開催前は地域の保護者や指導員は不安がいっぱいでしたが、集会が成功裏に終えたことで河内長野市の三浦さんは次のように語られています。「こんな大阪の端っこの田舎に人が集まるのか？」と疑問でしたが、なんと767名もの参加者、本当に嬉しかったです。いつも参加の少ない河内長野ですが、今回は要員要請もあり、次につながればと思っています。また、いろんな場面で隣の富田林学童の皆様にご支援いただいたこと、感謝と申し訳なきでいっぱ

いでした。本当にありがとうございました」。

真夏を思わせる熱気の全体会場、明るくやさしい佐伯先生の記念講演や富田林市の学童っ子による文化行事、実際に足を運んでの東北支援の報告が、参加者の感動を呼びました。参加者からは「指導員として悩むことは多いけど、父母、子ども、どちらもつながってこそ楽しいんだ！と、思い直せてよかったです」「わかりやすいお話でした。ああ、自分が子どもの頃、こういうおとながたくさんいたなあとおもいました」「学童保育だけでなく他の分野でも生かせる内容だったので、今後の生活でもいかしていきたい」などの感想が寄せられました。

2 第46回全国学童保育研究集会（於：石川）

10月22日(土)と23日(日)の2日間にわたって第46回全国学童保育研究集会が石川県で行われました。日本海側で初めて開かれる全国集会に、全国から3727名がつどい、大阪からも135名の保護者や指導員が参加しました。

集会は、1日目が全体会で記念講演や文化行事などが行われました。永年小学校で教員をされてきた金森敏朗さんが記念講演をされました。常に子どもの目線にたった柔らかな語り、参加者はどんどん引き込まれていました。

また、2日目には講座と分科会があり、参加者は改めて学童保育の確信を深めあいました。「障害児と学童保育」の分科会に参加した寝屋川市の指導員、永幡さんは「障害を持つ子どもたちを含めての居場所、生きていく力をつける場所として学童の存在を強く感じました」と感想を語っています。

貸切バスに乗り込んで、終始笑いの絶えない、全国集会の取り組みとなりました。

4 調査・研究活動

1 資料集『大阪の学童保育第37集』の発行

毎年、大阪府下の市町村の学童保育予算や実施状況、指導員の身分や配置基準・労働条件の実情を調査し資料集にまとめています。全体的な傾向では、開設延長や、待機児の減少など、「受け入れる」ことについて施策が前進しているとみることはできます。一方で、一施設あたりの子どもの人数が増えていたり、指導員の労働条件は仕事の終了時間が遅くなっているにも関わらず賃金はほとんど上がらなかったり、任期付雇用や、夏・冬諸手当を削減している地域も増えています。「子どもたちの生活・発達保障の環境」は、施策として改善されているとは言えない状況です。

文章編では、新システムの中の学童保育、堺市の全児童対策一体化型新施策「堺っ子くらぶ」、学習指導要領「改訂」にともなう教育現場の変化など、問題点と運動の課題を整理しました。また、新しく指導員の仕事の確立と専門性の普及のために「講座」を設けました。

全体で約500冊を普及しています。使いやすく、その年の重要な情報を蓄積できる資料集づくりと、学習材料として活用していくことが引き続きの課題です。

2 学童保育指導員実践研究会（大阪保育研究所共催）

学童保育指導員実践研究会は、大阪保育研究所と大阪学童保育連絡協議会の共同研究として続けてきました。指導員の事例報告をもとに指導員・研究者・事務局が実践を検討しあう研究会です。

2011年度は福武利さん（寝屋川市指導員）と川端恭弘さん（大阪市指導員）が交互に報告し事例検討し、福田敦志さん（大阪教育大学）が実践の解説と課題を整理されました。二人の指導員からは以下のテーマで報告されました。

福武利さん

- ・ 『実力は置いといて…やる気だけは満々』（2011年6月15日）
- ・ 『生活発表会をやりきって、楽しんでほしい』（2011年11月16日）
- ・ 『生活発表会の取り組み』（2012年2月15日）

川端恭弘さん

- ・ 『集団づくり…なおし』（2011年5月18日）
- ・ 『集団のひとりよがり』（2011年10月25日）
- ・ 『ゆうかとけん玉大会』（2011年12月21日）
- ・ 『私らにどうしてほしいん？』（2012年2月27日）

2012年度の実践研究会の報告は、松本直央さん（大阪市指導員）と黒川恵美さん（堺市指導員）です。

3 学童保育における集団づくり研究会（大阪保育研究所共催）

学童保育での指導の視点として、これまでも「集団づくり論」の指導手法を重視してきましたが、学童保育の専門家が不在な中、小中学校の学級集団づくりをベースにしてきました。しかし、これから一層学童保育の固有性、そこでの生活・発達を大事にするためにも、「学童保育における集団づくり理論」の確立をめざし5月に本研究会を始めました。3市の現場の指導員を参加者にまじえ、現在の学童保育の環境条件や生活・活動実態、また指導実践の視点と展開をつぶさに聞き取る中で、学校との比較研究の必要が出てきたので、後半からは学校の集団づくりの文献学習に入っています。学童保育そのものが確立していない中で、その発展方向も見据えながらの理論化は難しさもありますが、子どもたちの豊かな成長・発達に寄与できる理論づくりをめざしています。また、放課後や休日の子どもの生活にとってふさわしい環境を考える上で、地域づくりと学童空間研究会との連携も課題になっています。研究者の福田敦志さん（大阪教育大学）を中心に、2011年度は6回開催しました。

4 地域づくりと学童保育空間研究会（略称「空間研」）

学童保育にとってふさわしい施設や環境について調査・研究しています。子どもたちが豊かな経験を積み、学童期らしい発達が保障されるためにふさわしい学童空間とは。さらに学童保育は地域に不可欠な専門の施設としてどのように存在するのか。子どもが学童保育を拠点として地域を舞台に生活し、学童保育があることで住民が住み良い地域になる、そのためには地域と学童保育はどのような関係になるのがよいか。「学童空間」をキーワードに探求しています。

学校内施設を活用している場合、学校の制約・ルールがあるので、学童保育での固有の生活空

間を形成するには限界もあります。しかし、学校との関係で「学童保育独自の“生活ルール”（木登り、手作りおやつ、お出かけなど）と“空間”を得ること」、地域との関係で「専門の施設としてまちづくりに関わり、地域に出て行く生活を子どもたちに保障していくこと」を追求していく中で、より豊かな生活が保障されるのではないかと、というのがわかってきました。

2011年度は鳥取大学の研究チームとの共同研究体制がとれ、9月に大阪市の全児童対策「いきいき事業」、堺市ののびのびルーム、京都市の児童館内学童保育、3月に東京文京区の学童保育、羽根木プレイパーク、フリースペースえん、神奈川県川崎市の共同学童保育に視察に行く事ができました。子ども時代の原風景、地域をふるさとと感じるような生活空間となっている要素は何か、外に出やすいか（玄関のつくり、外へのつながり、ルール）、中間空間（あいまいなところがあるか、どんな風に使われているか：のきした、玄関スペース、縁側）など、豊かな学童保育生活に役立つような整理をして、発信していく事が課題です。

5 子育てを通して親も育つ保護者会活動

学童保育での子育てと学童保育の施設整備は、保護者のつながりを基に豊かな内容をつくってきました。

誰もが子どもが生まれたと同時に、すぐれた親になるわけではありません。学童保育では、働く親が忙しい生活のなかでお互いの子どもの良さを発見し伝えあい、親自身は互いに不十分なところを補いあいながら子育てのたのしさを共有してきました。大人も頼り頼られながら、子ども観を豊かにし親として育っていく場となっています。

時間のない中でも、保護者会主催のドッチボール大会、まつり、運動会、持ちつき大会やバーベキューなど学童期の子育てを楽しむ行事が企画され、親同士がつながる場となっています。今日、働く条件がきびしくなり「なかなか保護者会活動に参加できない」「なんのための保護者会なのか」「まとめ役の引き受けてがいない」といった悩みも多くなっていますが、

働きながらの子育てが、これまでに増して困難になっている今だからこそ、子どもを中心に親たちがつながることが必要です。子どもと保護者が願うことをたしかめあい、これまでのたくさんの先輩保護者、学童っ子OBにも学びながら保護者会活動を充実したものに努力がもためられています。

6 映画「ランドセルゆれて」（DVD）の普及活動

学童保育をテーマに、私たち大阪の学童保育運動が生み出した映画「ランドセルゆれて」は、学童保育に関する理解と共感を広げ、学童保育のみならず教育・子育て関係者にも大きな感動を呼びました。映画制作には多くの人たちの協力で完成させることが出来ました。しかし、10万人の上映運動が十分成功することが出来ず、制作費7000万円の目標を達成することができませんでした。

そこで、2007年に映画のDVD化を実行し、借入金金をDVDの普及で返済しようと取り組みました。DVDの作成は好評でしたが、返済額まで及ばないことから映画「ランドセルゆれて」プロジェクトチームをつくり、返済計画を立てました。DVDの普及とともに事業活動（チューペット・ソーマン）今年度は年末に水産加工品を組み、60万円の借入金を返済できました。

「ランドセルゆれて」は学童保育の内容を映像で理解でき、共有できる貴重な財産になっています。新しい保護者、指導員の多くが未だ観賞していない状況があります。引き続き、各学童保育に最低一セットのDVDを普及していきながら、個人の方々にも大いに普及していくことが求められます。

7 日本学童保育学会

日本で初めての学童保育に関する学術団体として2010年6月19-20日に設立大会が開催されました。（[代表理事 竹内常一氏（国学院大学名誉教授）新妻二男氏（岩手大学）二宮厚美氏（神戸大学）]今年度の第2回研究大会は大阪教育大学で開催されました。（2011年6月18日・19日）課題研究1は「学童保育実践研究とはとは何か」課題研究2は昨年に引き続き「学童保育とはなにか」一学童保育の社会的役割と制度的保障の観点から一が報告され、特別報告「東日本大震災と学童保育」が現地岩手県陸前高田市からの報告がされました。19本の自由研究発表があり、学会紀要「学童保育」が創刊号されました。また、「資格に関する特別委員会」が設置されました。日本の学童保育に対する理論研究の一步は踏み出されました。

8 大阪保育運動センターと「ひるぜん自然の家」

1 大阪保育運動センター

現在、大阪学童保育連絡協議会の事務所がある（財）大阪保育運動センター（以下センター）は36年前の1973年に、保育や学童保育運動を中心にする事務所がほしい、もっと日常的に学習・交流したいとの願いから建設運動が取り組まれ現在の二階の事務所・会議室が建設されました。建設費は3700万円でした。頭金1200万円をみんなのカンパで集め残りは15年かけて支払い建設された保育運動センターは文字どおり大阪の保育・学童保育運動の財産になっています。

このセンターは当時の革新府政（黒田了一知事）のもとで大阪府知事認可による「児童の保育に関する相談事務」を目的にした民法上の公益法人として出発し、今年度設立40年になります。

センターを砦に子育ての相談活動、研修事業、保育教材や遊具の研究、さらに2008年度から福祉サービス第三者評価事業を立ち上げ、センターの目的・趣旨にそった評価を実施しています。大阪保育運動連絡会、大阪市保育運動連絡会、大阪学童保育連絡協議会、大阪市学童保育連絡協議会、大阪保育問題研究会、大阪保育研究所がそれぞれ事務所を置き、専従者を配置しながら運動、研究をつづけています。

2000年度に実施されたセンター創立25周年を契機に将来の発展計画の策定とともに事務所の拡張のための建設運動にとりくみ、現在の1階の事務所を確保しました。

2 ひるぜん自然の家の発展と修繕カンパ

大阪学保協20周年記念で建設した蒜山自然の家も22年になります。自然の家に、事務長の中村とし子さんとに加えて奥村直さんが管理運営しています。

自然の家第二期建設でトイレの水洗化や一部バリアフリーへと改善しました。またひるぜんヨーグルトは自然の家を運営していくための大事な資金源です。引き続き、地域での取り扱いをひろげて行くことが求められます。

2004年度にはひるぜん自然の家の「ファンクラブ」が発足しました。会員の資格として次の三点があります。無料で会員になれます。

①会員は年に一回以上、家族、友人、グループを誘って自然の家に宿泊して自然の家の発展を応援する。

②会員は自然の家の発展のため、『自然の家』のサービス改善、問題点、将来像など、発展・促進の意見を提起する。

③会員は自然の家の発展（①②）に応分の援助をすれば、誰でも会員になれる。

「ファンクラブ」は2008年度から春と秋に蒜山の自然を満喫しようと、地元の方々との交流も含めてファンクラブを開催しています。今年度も山菜が豊富な時期の5月と紅葉が美しい11月に開催しました。参加者を広げていくことが課題です。

ひるぜん自然の家はひるぜんの自然にマッチさせようと木造の建物になっています。2年が経過するなかで木造の光沢が出ており、まさに自然の家にふさわしい建物になっています。以前から修繕が課題であったことから今年6月に外壁も含めて全面的な修繕工事をしました。大阪学保協20周年記念で取り組んだ自然の家を、学童保育関係者伝え、利用者を広げるとともに、引き続きひるぜん自然の家修繕のカンパを広げていく事が求められています。

9 組織強化と財政活動

1 運営委員会の定例開催

毎月、第一木曜の7時から9時まで、定例運営委員会をひらいています。府下の各地の指導員・保護者が介する貴重な場です。限られた時間のなかで、国や大阪府の学童保育をめぐる情勢を役員と事務局が伝え、各地の状況を交流する場と位置づけています。

組織づくりの根幹をなす、『日本の学童ほいく』誌の普及拡大について、学保協の行事（研究集会・講座）について、国・府・自治体の動き、運動の方向性についての論議をすすめています。また、子育てにおおきくかかわる、保育や教育についての情勢学習会も意識的に取り入れる工夫をしています。

欠席連協には、後日、レジュメと資料を郵送しています。

2 月刊『日本の学童ほいく』誌の普及

2011年度は学童保育での子どもの育ちや保護者会活動、また「子どもの安全」や「放課後の状況」を考えあう特集がぐまれました。「子どもが生活の主体者、豊かに育ち合う」という学童保育の目標は、管理をし過ぎて、放つたらかしでも達成されません。子どもの気持ち・要求を丁寧に聴き、発達に応じた理解、豊かな生活の場づくりなど、おとな側の理解や努力が重要です。

私たちは、子ども理解や、学童保育のあるべき姿にむけて、みんなで学童づくりをしていくために、日本の学童ほいく誌の普及と活用を方針としています。2011年度は月平均、4009冊でした。多くの方が購読してくださっていますが、全体としては減少しています。「お金がかかる」「読まない」「購読する意味がわからない」といった声があったり、経済的に厳しい状況も広がる中、普及する大変さは年々大きくなっています。

しかし、この本が広まることで、子どもたちの育ちの豊かさにつながることで、学童保育の運動に直接つながっていることに理解と納得がもらえたら、新しい保護者の方々にも手にとって頂けるものと思います。

2012年度は、普及とあわせて「本の活用」が課題です。子どものことや学童保育のこと、子育てのことを語り合う材料になったり、当面は「5分で2ページよみあわせ」を広めていくことが課題です。

3 機関紙「大阪の学童保育」の定期発行

キャンプやまつり、運動会、もちつきなど、なかまの中でゆったり育つ各地の子どもたちの様子を紹介しました。日々の生活づくりから行事、保護者会や連絡協議会の活動まで、保護者・指導員のみなさんの子どもたちに寄せる気持ちと、力を合わせて子育てをされている工夫や苦勞が記事にあらわれていました。「かんけり」では学童保育や子育てに関する情勢をお知らせしていますが、2011年度はめまぐるしくかわる新システムの進捗が中心となりました。また、不十分ではありましたが東日本大震災の影響を受けている学童保育の状況を伝えるために4面に連載しました。

内容に関する意見の聞き取りや、紹介する地域の偏り、子育て役立ち情報の不足など、課題は多々あります。その克服に取り組みながら、学童保育でのより豊かな子育てをともに培っていくために、励ましや工夫、子どもの見方、最新の情勢など、学童保育運動や子育てに役に立つ情報をお伝えしていきたいと考えています。

2000年度に、それまでの父母会単位の加盟から、地域学保協が世帯数で加盟する地域会費に会費改定したことで、世帯ごとに機関紙を届けられ、財政の安定にもつながっています。まだ移行できていない地域もあります。大阪の学童保育とつながるこの機関紙をもっと充実させながらより多くの地域で各世帯に届けられるよう組織拡大が課題です。そして大阪学保協の財政も安定させていくよう広げていくことが必要です。個人会員、団体会員、地域学保協会員に1万4000部、年6回配布しました。

4 財政活動

機関紙滞納金の一部・『日本の学童ほいく』の還元金を含め、ほぼ予算どおり執行ができました

たが、連協加盟数の減少、『日本の学童ほいく』誌の部数減で活動の保障、財政基盤の安定化がはかりにくくなっています。子どもが健やかに育つ環境をつくるための施策拡充・充実した子育てのためにどのような連絡協議会の活動が求められているのかたしかめあいながら組織づくりをしていくことが求められています。

5 他団体との連携

次の諸団体をはじめ、保育・学童保育・教育に関わる諸団体と共に、要求実現の立場から運動を進めてきました。

《加盟団体》

- ・ 全国学童保育連絡協議会——全国の学童保育の連絡組織です。年6回開かれる全国運営委員に参加しながら、各地の学童保育に関する情報交換をしています。毎年研究集会を開き、年2回の中央要請行動をします。
- ・ 大阪保育運動連絡会——常に情勢認識を一致させながら、新システム反対の運動をすすめてきました。
- ・ 進歩と革新をめざす大阪懇話会——平和・未来について新しい情報を得ています。
- ・ 子どもと教育・文化をまもる大阪府民会議——子どもを守る、府下の教職員・自治体労働者・婦人団体・文化団体・地域ネットワークなどでつくる連絡組織です。
- ・ 大阪保育研究所——保育・学童保育についての系統的な研究がすすめられています。
- ・ 府民要求実現連絡会——大阪府内の様々な団体が一致する要求をかかげ、大阪府に対する運動をすすめています。
- ・ 「教育基本条例」「職員基本条例」の制定を許さない大阪連絡会——子どもを競争にかりたて序列化させる条例制定をおこなわないことを求めていく運動団体です。

第3章 2012年度 課題と運動方針（案）

1. 2012年度の課題

政府は3月2日開いた少子化社会対策会議で、「子ども・子育て支援法案、「総合子ども園法案」、「関係法律の関係整備法案」の「子ども・子育て新システム」（以下新システム）関連の3つの法案の骨子を決定、3月30日、国会に上程、現在開会中の通常国会での成立が予定されています。

「新システム」は、国や市町村の保育に対する公的責任をなくす保育制度の大改悪です。学童保育に関しては、現行児童福祉法6条の「おおむね十歳未満の」と表記されている対象年齢が削除され、6年生までがその対象となることとなります。また、同法34条の8が加筆され、市町村以外の者が、「届け出」で学童保育事業ができることや市町村が学童保育に「従事する者及びその員数」を厚生労働省令で定める基準に従い定める、その他は厚生労働省令で定める基準を参酌するとなっています。また、同条の中で、学童保育事業を行うものが「不当に営利を図」ることは制限

するとしています。さらに56条では、市町村に、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した」学童保育事業の促進とその「供給を効率的かつ計画的に増大させる」としています。

この内容を素直に読めば、厚生労働省令に基く市町村の基準で定めた員数を確保した事業者は「届け出」によって学童保育事業に参入できること、員数以外の条件は参酌基準でしかないこと、「不当」でなければ学童保育で営利を上げてよいことなどがわかります。

「新システム」は公的保育制度を解体し、「保育」を市場化、最低基準など様々な規制をなくし、企業参入で「保育の供給量」を拡大、保護者が「保育サービス」を買うというシステムに変えようというものです。学童保育に関しても、株式会社など営利目的も「届け出」で参入できて、利益を上げてよいという形にしてしまうことが法案に盛り込まれているわけです。

学童保育は、わずかな運営経費で、本来あるべき姿からすると本当に貧しい施設・設備、指導員の劣悪な労働条件で運営されているのが実情です。ここに企業が参入して、営利を上げようと思えば、子どもの処遇をさらに下げるか、指導員の賃金・労働条件をさらに切り下げるか、保護者の負担を大幅に引き上げるかしか方法はありません。

「新システム」関連法の国会での論議の行方は不透明ですが、法案の廃案へ向けた大きな運動が求められます。そして「新システム」の白紙撤回、保育・学童保育の公的保障を守ることが12年度の活動の最も大事な課題です。

学童保育の「質」を充実させるためには指導員の役割が大きなカギを握ります。国会での厚生労働省の答弁の中で、学童保育指導員の仕事は教師にも劣らぬほど重要であり、独自の専門性が求められるということが確認されました。指導員の資格制度を求める声も広がりを見せています。しかしながら、実際に学童保育で働く指導員の大半が、不安定で極めて低い労働条件で雇用されているのが実情です。指導員の資格制度の確立などと合わせて指導員の労働条件の改善も急務です。

学童保育施策の充実、発展を求める活動を進める上で、大阪学童保育連絡協議会と各地域の学童保育連絡協議会、そして単位学童保育の保護者会の組織の拡大、強化は不可欠の課題です。学童保育本来の意義や役割を語り、各段階の組織の拡大、強化をめざしましょう。そのためにも、加盟人員、学童保育の拡大と「日本の学童保育」誌の普及、拡大を図りましょう。

その上で、以下の5点を12年度の活動の重点とします。

- 1 子どもたちの安全、安心、豊かな放課後の生活、発達、成長を保障できる学童保育施策の充実、発展をめざす運動
- 2 保護者の要求と願いを土台とする豊かな保護者会づくりを基礎とした活動
- 3 「子ども・子育て新システム」導入反対と学童保育の公的保障の堅持、充実をめざします
- 4 学童保育指導員の労働条件の改善を目指します
- 5 大阪学童保育連絡協議会および各地域の学童保育連絡協議会、各単位学童保育の保護者会の組織の充実、拡大

2. 2012年度方針

(1) 制度・施策

① 学童保育施策の充実と「子ども・子育て新システム」関連法案の廃案、白紙撤回を求める運動

2012年度の重点方針に掲げたように、当面の最大の運動課題は「新システム」の導入を阻止することです。保育運動関係者などとの連携も密にして、「新システム」反対のあらゆる運動に取り組みましょう。

同時に、この間進めてきた大規模学童保育の分離・分割、適正規模化や、待機児童の解消、高学年入所、障がい児の入所促進と加配の拡充、土曜日開設、開設時間延長、利用料の減免制度、施設整備、指導員の労働条件改善と雇用の安定化、研修制度の充実などを国、大阪府、各市町村に求めています。また、学童保育と放課後子ども教室や市町村が独自に行っている全児童対策事業との「一体化」に反対する世論と運動も大きく進めています。

学童保育の内容に関しては、不十分さはあるものの当面「放課後児童クラブガイドライン」の生かせる部分を使って大阪府や市町村に学童保育施策の前進を求める活動も強めます。同時に私たちが求める学童保育について、その内容を整備し、国や自治体の基準の改善や新たな基準作りに反映させる運動を強めます。

大阪府に対しては、早急に国が示す70人の基準に基づく大規模学童保育の解消を進めることを求めます。同時に、大阪府単独補助事業などによる子育て支援策を強く求めています。

学童保育の実施主体となる市町村に対しては、学童保育の固有の役割を明確にし、放課後子ども教室と一体化させることなく、それぞれの事業を充実、発展させるよう強く求めています。

2 国へ向けて

国へ向けては、「子ども・子育て新システム」の導入反対と国、自治体による保育・学童保育の公的保障を堅持させる運動を進めます。

同時に、現行制度の改善と予算の大幅増額を要求していきます。

また、不十分な内容の「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、子ども達の安全、安心、発達、成長が保障され、指導員が安心して働き続けられる「ガイドライン」とその財源保障を国に要望していきます。

3 大阪府に対して

大阪府として国が進めようとしている「子ども・子育て新システム」に反対の意見表明をするよう強く働きかけます。

加えて大阪府下の学童保育施策の充実のため、大阪府としての学童保育への単独補助制度の拡充を求めています。全国的に見ても、大阪の学童保育の土曜日開設は遅れています。また、開設時間の延長も切実な要求になっています。障害児保育の充実なども含めて、府単独の補助金制度の継続と拡充で、市町村が利用しやすく、学童保育施策が前進するような支援策の充実を求め

ます。

国が学童保育に関するガイドラインを策定しましたが、大阪府にも学童保育の設置・運営基準を作り、広域行政として、各市町村の実施する学童保育事業の質的向上へ向けた指導を行うことを求めています。

また、大阪府が実施する指導員研修に関して、わたしたち学童保育関係者の声や要望を取り入れ、その内容の充実を図ることを求めています。

4 政令市に対して

大阪市、堺市の政令市の施策動向は、大阪府や府下の自治体の施策にも大きな影響を与えるものです。事業の廃止が提案された大阪市の留守家庭対策事業、堺市の全児童対策事業との一体化事業の「堺っ子くらぶ（放課後子どもプランモデル事業）」の動向など、両市の施策の動きを素早く、的確に捉え、両市の連絡協議会とも連携し、学童保育施策の後退を許さない運動を府下のに広げることが必要です。

5 市町村に対して

市町村に対しても国が進めようとしている「子ども・子育て新システム」に反対の意見表明をするよう強く働きかけます。学童保育の実施主体である市町村に、学童保育の公的責任、公的保障を堅持する姿勢を示させることで、国の動きに歯止めをかけていく運動を進めます。

具体的な施策要求では、70人を超える大規模学童の複数学級化、18時以降までの時間延長、土曜日開設など切実な要求実現で学童保育の充実・発展をめざします。

放課後子どもプランを逆手にとって学童保育と放課後子ども教室事業の一元化や一体化を進める動きや、全児童対策事業に学童保育を肩代わりさせるような施策には反対し、学童保育が持つ固有の役割を果たせるよう求めています。

このためにも市町村に学童保育の固有の役割を明確にし、地域住民に学童保育の存在や意義、役割を広く知ってもらう活動なども重要になってきます。

また、保育5団体で実施する自治体キャラバンや資料集の作成を通じた調査活動で、市町村の学童保育運動の支援を行います。

6 研究課題

学童保育指導員の専門性研究会や大阪保育研究所などの研究組織と連携し、学童保育の役割やあり方、放課後子ども教室との連携、全児童対策事業との関係などを自ら学び、運動に生かしていきます。

保育研究所や学童保育指導員専門性研究会、日本学童保育学会などとも連携、協力し、活動を強めます。

7 各単位での運動

制度、施策に関わる運動で学童保育施策全体の質的向上と量的拡大をめざすと同時に、個々の学童保育が抱える様々な要求の実現をめざします。設備や開設時間、お迎えやおやつ、長期休暇中の保育など、保護者と指導員の連携、他の自治体の学童保育から学ぶことで実現できることもあります。単位学童ごとでの学習会を開き、学んだことを力に、運動に取り組みます。連絡協議会

の役割としてこういった情報交換などにも取り組みます。

(2) 指導員の地位向上と社会的処遇の改善

学童保育の質を高める上で最も重要なことは指導員の専門性です。しかし実際には指導員の労働条件は低く、その社会的身分も不安定なものです。指導員が健康で安心して働き続けられるかどうかは学童保育の質にも直結するものであり、何よりも子どもたちの日々の生活の安全、安定を決定するものです。最低基準づくりの運動の中でも指導員の配置基準と労働条件整備は特に重要な課題です。

指導員の地位向上と労働条件改善を指導員組合だけの課題と運動とせず、学保協全体の重要課題に位置付け、指導員と保護者が協力、共同して運動を進めます。

大阪学童保育連絡協議会では、指導員問題を12年度の重要課題に掲げ、指導員労組との連携を強め、また様々な団体、労働組合との協力共同もすすめ、未組織指導員の組織化と指導員の身分、労働条件の改善に全力で取り組みます。

(3) 子育てを担う学童保育運動

学童保育運動は、子どもたちの放課後の生活・発達保障を中心にして、すべての子どもたちに健やかな発達を願う運動です。本年度も引き続き、以下の点を中心にした子育て運動を進めていきます。

1 地域の子育て運動の前進

子どもたちの安全、安心が地域の中で危ぶまれています。共働き家族の子育てや男女平等問題などへの社会的関心、また地域における子育て支援のあり方に関する世論の高揚などの条件を生かして、地域の子育て運動を前進させることが大切です。また学童保育は、保育運動や教育運動、地域の子育てサークルなどと協力し、地域の子育て運動の重要な担い手になる必要があります。

現代日本では、子育て環境の悪化、集団遊びの衰退、地域の教育力の低下、受験戦争の低年齢化、マスコミ文化の浸透など、子どもの生活と発達のための環境は依然として改善されていません。学童保育の実践は、このような状況の中で貴重な経験となっています。学童保育の経験を地域に広げていく課題を正面に掲げて、地域における子育てのあり方と子どもたちに必要な施設や条件をめぐる課題に積極的に取り組みます。

そのためにも、地域の自治会など諸団体とも懇談し、地域でのつながりを深めることが重要です。

② 教育問題に取り組む学童保育の視点

教師・父母・指導員などの関心の高い教育問題への取り組みも引き続き強めます。市場における「選択の自由」や「競争原理」を学校教育に導入しようとする新自由主義的改革は、新たな能力主義的競争を強めています。全国一斉学力テストの実施はこれにさらに拍車をかけることにもなります。

学力低下を理由にした「ゆとり教育」の見直しなど、文部科学省の迷走は、学校教育現場での新たな混乱を生んでいます。

教育再生会議の動向などとも合わせ、教育をめぐる情勢をしっかりととらえ、教育の反動化、改悪には関係諸団体とも連携して反対していきます。

大阪府で条例化され、大阪市でも継続審議されている教育条例は、本来独立・中立の立場で進められるべき教育に首長が干渉し、自らの意のままに動かそうと言う、まさに戦前の日本に逆戻りさせるものです。同時に教員への締め付けや学校間、教師間、子ども間での競争をあおり、「選別教育」を推し進めるものであり、これは子どもが心身ともに健康で健やかに育つことを願う私たち学童保育関係者にとっても見逃せない重大な問題です。条例の中身を的確につかみ、声を上げていく必要があります。

学童保育運動も、これらの教育問題を視野に入れ、学童保育がもつ全員参加型子育て運動の力を生かし、教師や研究者などの力を活用し、学童期の子どもの発達保障に取り組んでいきます。特に、生活とあそびの中の教育力に着眼し、父母・指導員・住民の誰もがかかわる教育運動のスタイルの創出をめざしましょう。

③ 男女平等・女性の地位向上と子どもの権利を前進させる運動

男女平等をめざす運動は保育・学童保育と一体のものです。女性の地位向上の運動と共同し、男女平等や共働き家族の生活・権利保障運動を強化していきます。

地域における保育・教育運動と積極的に連携して、地域の子育て環境の整備、改善の課題に取り組み、子どもの権利条約の精神や理念を活用し、社会制度の前進させる運動を進めます。

(4) 学びながら育て、育てながら運動する大阪学保協づくり

「新システム」など学童保育をめぐる新たな動向に対応し、大阪の学童保育運動を発展させるためには、府下の運動を交流し、共同化する上で要となる大阪学保協の組織的安定と強化が不可欠です。その基礎となる地域の学保協とそこに結集する父母会がいきいきと運営されることが重要です。そこで、次のような原則に基づく大阪学保協の組織づくりに取り組みます。

1 大阪学保協の拡大・強化

学童保育要求の実現のためには大阪学保協の組織をより大きく、強くしていくことが求められます。各単位学童の父母会、保護者会の組織強化、地域連絡協議会の強化・拡大と合わせて大阪学保協の組織拡大をめざします。

また、未組織の地域や学童保育の組織化の研究も行い、未組織学童保育の組織化の運動に着手します。

② 「日本の学童ほいく」誌の普及と活用

学童保育に関する唯一の全国的専門誌である「日本の学童ほいく」誌の普及を運動と組織の両面での重要課題に位置付けて、取り組みを強化します。そのため、役員会や運営委員会での輪読など活用の機会を増やし、担当者や読者の集いなども行っていきます。

地域連絡協議会や単位の父母会や保護者会でも活用の工夫を呼びかけ、全世帯購読の学童保

育を増やすことをめざします。また地域、単位で未購読の役員や運営委員に購読の呼びかけを強めます。

「日本の学童ほいく」は学童保育への理解と共感を広げる武器となるだけでなく、子育てにも役立つ雑誌です。子どもを見る目やその発達、成長の確かめ合い、子どもたちが生活と遊びの場としている学童保育の現状、他の地域の学童保育のことなどを学び、保護者と指導員が語り合う。「日本の学童ほいく」の購読、読み合わせなどを通じて、学童保育の保育内容の充実、発展を目指しましょう。

また、「日本の学童ほいく」誌の普及は大阪学保協の運動や専従職員維持の大きな財源でもあります。このことも合わせて購読の意義を各地域で議論しましょう。月々の購読数で5000部以上維持できるよう「日本の学童保育」の活用にも力を入れます。

③ 機関紙「大阪の学童保育」の充実と

機関紙「大阪の学童保育」を大阪学保協の組織拡大の課題と合わせて広め、その編集・内容をさらに改善・充実していきます。

④ 第44回大阪学童保育研究集会

第44回大阪学童保育研究集会は、7月1日、堺市内で開催します。「子ども・子育て新システム」の動向など情勢は予断を許しません。

そんな時期だからこそ学童保育の役割を確認し、その新たな発展をめざす起点となる集会として、1000人を超える参加者で成功させましょう。

⑤ 映画「ランドセルゆれて」のDVDを府下すべての学童保育への普及の運動

学童保育をテーマに、私たち大阪の学童保育運動が生み出した映画「ランドセルゆれて」は、学童保育に関する理解と共感を広げる上で大きな武器になるものです。新入生だけでなく低学年の保護者や新しい指導員など、まだ映画を観ていない会員も増えていますし、今後新たに入所してくる保護者や地域に学童保育を知ってもらうためにも、映画「ランドセルゆれて」のDVDを思い切って普及し、活用しましょう。

⑥ 学習会の開催など学ぶ活動

学童保育運動の大きな特徴は学びながら運動を進めていることです。今年度も役員会や運営委員会などの定例会議での学習を行います。

また、「子ども・子育て新システム」など情勢に応じた学習会の開催や地域での学習会への講師派遣、指導員講座の開催なども引き続き強化します。

学習にあたっては大阪学保協35周年の記念誌の活用なども行います。

6月17日には、西日本の指導員学校が京都市で開催されます。指導員にとっては大切な学習の場です。西日本指導員学校への指導員の積極的参加と合わせて保護者の参加も呼びかけ、指導員学校の成功をめざします。

第47回の全国学童保育研究集会は埼玉県で行われます。学童保育への関心が高まっているだけに、全国研を多くの参加者で成功させることは重要な課題です。大阪からも多くの保護者、指導員が参加することで、全国の仲間と連帯を深め、励まし合いましょう。

⑦ ひるぜん自然の家の発展と、大阪保育運動センター第2期建設運動をすすめる

大阪学童保育連絡協議会の20周年記念して実現したひるぜん自然の家の発展に引き続き努めます。また、30周年と時を同じくして取り組まれた大阪保育運動センター第二期建設運動、修繕費用募金の取り組みをすすめ、大阪の保育・学童保育の運動の拠点を確かなものにします。

⑧ 他団体との連携

全国学童保育連絡協議会と大阪保育運動連絡会に加盟し、学童保育と保育・福祉運動の発展に力を注ぎます。その他、平和を守る課題や福祉、教育の充実を求める課題や要求で一致する団体との交流や連携を行い、子どもたちが大切にされる国や大阪府づくりの運動に取り組めます。

